

(案)

西新小岩五丁目地区まちづくり推進協議会 会則

令和5年〇月〇日制定

(名称)

第1条 本会は、西新小岩五丁目地区まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、葛飾区が令和4年4月に策定した「西新小岩五丁目地区防災街づくり計画」の実現に向け、地区内の土地・建物等の権利者、自治町会（以下、「関係権利者等」という。）と葛飾区との協働による防災まちづくりを推進するものとする。

(対象区域)

第3条 協議会の対象区域は西新小岩五丁目とする。

(役員)

第4条 役員は会長1名、副会長2名、理事1名とする。

- 2 会長には西新小岩五丁目町会長を以て充て、副会長には西新小岩五丁目町会副会長を以て充て、理事には西新小岩五丁目町会相談役を以て充てる。
- 3 会長に事故あるときは、副会長が代行する。

(事務局)

第5条 協議会の事務を処理するため、葛飾区都市整備部都市計画課（街づくり推進担当課）に事務局を設置するものとする。

(活動内容)

第6条 協議会は、第2条の目的を達成するために、以下の事項に関する検討及び情報共有を図るものとする。

- (1) 建物の不燃化の促進に関すること。
- (2) 地区の骨格となる防災生活道路の拡幅整備に関すること。
- (3) その他の取組に関すること。

(役員会)

第7条 役員会は、会長、副会長、理事及び事務局で構成する。

- 2 役員会は、協議会の内容を調整する場とし、必要に応じて開催するものとする。

(案)

(協議会の開催等)

第8条 協議会は、会長と事務局が協議のうえ、必要に応じて開催する。

- 2 開催案内については、より多くの参加を促すため、開催毎に関係権利者等に開催案内を郵送するとともに、自治町会の掲示板に掲示するものとする。

(その他)

第9条 この会則は協議会の承認を得て改正することができる。

- 2 協議会は、活動目的が達成されたとき、あるいは存続の必要性がなくなったとき、協議会を開催したうえで、解散できる。